

令和7年度守口市一般会計補正予算（第16号）

1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳（歳入）					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
消防団運営事業	消防費	消防費	非常備消防費	報償費	4,210				4,210	0	・消防団員等 公務災害補償 等共済基金
合 計					4,210	0	0	0	4,210	0	

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	82,625,542 千円
補正額	4,210 千円
補正後の額	82,629,752 千円

2 繰越明許費の補正
（追加）

（単位：千円）

事業名	款	項	金額
空き家等対策事業	土木費	都市計画費	6,096

令和8年度守口市一般会計補正予算(第1号)
1 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
生活保護事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	委託料	114,499	114,499				0	・生活困窮者自立支援補助金(国補)
			扶助費	扶助費	608,000	456,000	4,256			147,744	・生活保護費負担金(国負)456,000 ・生活保護費負担金(府負)4,256
生活保護事業 計					722,499	570,499	4,256			147,744	
八雲中学校区義務教育学校建設工事	教育費	小学校費	学校建設費	委託料	49,104	積算中					
				工事請負費	積算中	積算中					
		中学校費	学校建設費	委託料	24,354	積算中					
				工事請負費	積算中	積算中					
合 計											

補正に必要な一般財源については、財政調整基金により財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	74,780,000 千円
補正額	積算中 千円
補正後の額	千円

2 継続費の補正
(追加)

(単位:千円)

事業名	款	項	年度	年割額	補正額
八雲中学校区義務教育学校建設工事	教育費	小学校費	令和8年度	積算中	11,931,700 11,779,900
			令和9年度		
			令和10年度		
		中学校費	令和8年度	積算中	
			令和9年度		
			令和10年度		

3 債務負担行為の補正
(追加)

(単位:千円)

事業名	期限	限度額
八雲中学校区義務教育学校建設工事監理業務委託事業	令和10年度まで	138,842

4 地方債の補正
(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
義務教育施設整備事業費債	積算中

情報セキュリティインシデントへの対応強化について

令和8年3月2日
企画財政部

サイバー攻撃が巧妙化による被害増大などの現状を踏まえて、情報セキュリティインシデントによる事業影響を最小限に抑え、迅速に事業を復旧することを目的として、組織体制を構築し、対応手順を整備する。

背景

- サイバー攻撃により、アサヒGHD、アスクル、武蔵小杉病院など大きな被害を受けている
- 本市でも委託事業者、事務ミスなどによる情報漏えいが発生している

目的

- 体制の整備や日常的なセキュリティ意識の醸成などにより、検知、報告、初動対応などを迅速に実施する
- 組織体制を整備し、行財政改革・DX推進課にインシデント情報を集約化することにより、インシデント対応における知識・経験を深めるとともに、事例共有等により同様の事案発生を未然に防ぐ

策定規程

対応の標準化と責任範囲の明確化を図るため、以下の規程・手順書を策定する。

CSIRT設置・運用規程

CSIRTを設置し、その役割、体制等を定義

情報セキュリティインシデント対応手順書

各部署における初期対応、CSIRTにおける対応を迅速かつ適切に実施するための手順

実施施策

実効性のある体制を維持するため、以下の施策を継続的に実施する。

インシデント対応訓練

- インシデント対応に関する知識を獲得
- インシデント対応力の向上

意識啓発

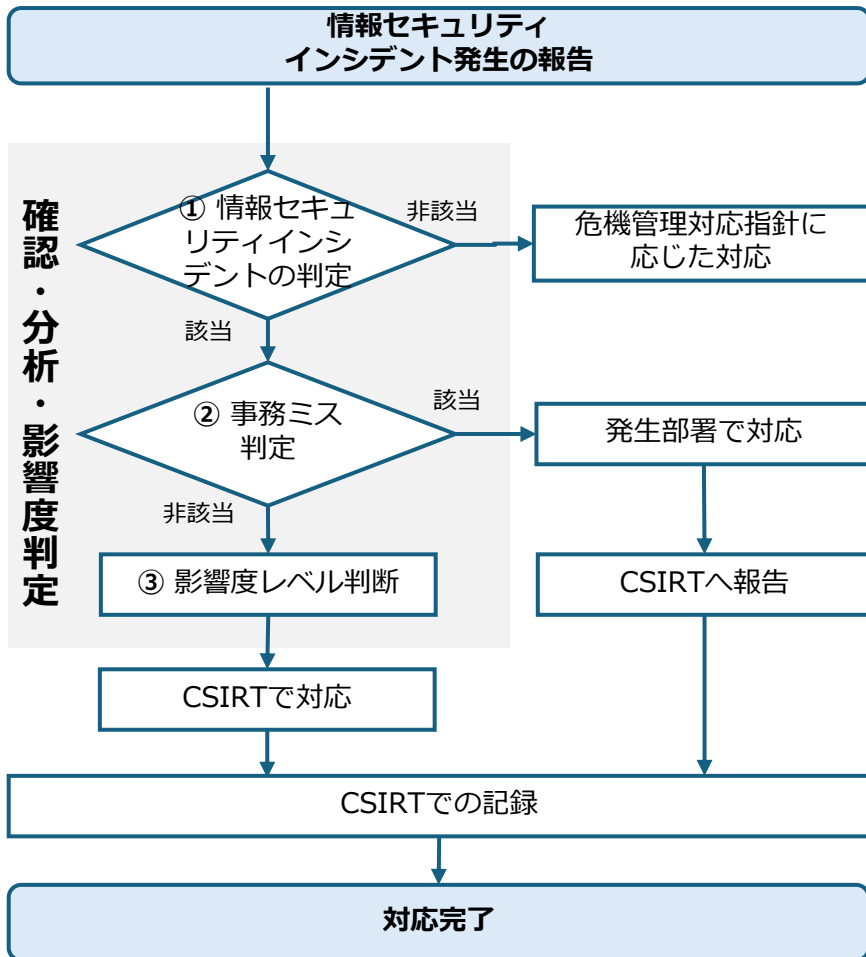
他の組織（特に地方公共団体）でのインシデント事例を共有し、意識啓発を行う

情報セキュリティインシデント：守口市が保持する情報やシステムなどに対して被害を与えることで信用や事業継続に対して悪い影響を与えるまたはその恐れのある事象。
CSIRT（シーサート）：Computer Security Incident Response Team。情報セキュリティインシデントに対応するための体制。

対応フローについて

令和8年3月2日
企画財政部

何かあったら、まずCSIRTへ報告することを徹底し、これまでの運用を踏まえた次の対応フローや判断基準に基づき、情報セキュリティインシデントに対応していく。



- ①
- ・ **情報漏えい等**
本市が管理する重要な情報（個人情報、行政情報、技術情報等）の漏えい、破壊、紛失、消去又はこれらの可能性が疑われる状態（内部犯行に起因するものを含む。）
 - ・ **情報システムの停止等**
情報システム、ネットワーク、サーバ及び端末等の利用に支障をきたす状態。
 - ・ **外部からのサイバー攻撃**
ウイルス攻撃、不正アクセス、DoS 攻撃、DDoS攻撃、標的型攻撃及びホームページ等の改ざんの発生または発生が疑われる状態。

- ②
- 郵便事故（個人情報などの誤送付）など**事務ミスが原因**であって、各部署の業務マネジメントの範囲であるもの

③

影響度	判断基準
レベル 0	情報セキュリティインシデントの影響がない
レベル 1	少数の端末に対する障害や情報システムやネットワークの短時間の停止等による内部事務等にごく軽微な被害が認められる情報セキュリティインシデント（一つの部署でのシステム障害、ネットワーク障害等）
レベル 2	情報システムやネットワークの停止による住民サービスへの影響など住民等に対して軽微な被害が認められる情報セキュリティインシデント（短時間のシステム障害による窓口業務への影響、複数部署でのネットワーク障害等）
レベル 3	サイバー攻撃の発生又は攻撃の予告、大規模なコンピュータウイルス感染、長時間に渡る情報システムやネットワークの停止等による住民等に対して多大な被害が認められる情報セキュリティインシデント（数時間以上の停止を伴うシステム障害、住民情報を含む個人情報情報の漏えい・破壊・改ざん・消去、その他重要情報の詐取等）

守口市カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. 基本的な考え方

行政に寄せられるご意見や要望、苦情等は、行政運営や行政サービスの向上を図るうえで貴重な意見であり、それらの声を真摯に受け止め、誠実かつ公正に対応することは職員の責務です。

一方で、ご意見や要望等の中には、職員の人格を否定する言動や暴力を伴うものなど職員の尊厳を傷つけ、身体的、精神的な苦痛を与えるようなものもあり、そうした行為を見過ごすことは、就業環境の悪化にとどまらず、他の市民等への行政サービスの低下を招くことにもなります。

本市では、こうした状況から職員を守るとともに行政サービスを適切に提供するため、カスタマーハラスメントには毅然とした態度で組織的に対応していきます。

2. カスタマーハラスメントの定義

市民等の言動であって、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの^{*}により職員の就業環境が害されるものをいいます。

^{*}客観的かつ合理的に社会通念上許容される範囲であると認められる理由がないもの、すなわち、相談内容等に正当性や妥当性を欠くもの、または大きな声をあげて秩序を乱すなど言動の手段・態様が不当であるもの。

3. 判断の目安

窓口等においては、最初の段階から対応困難な状況ではなく、相談等の途中から暴力的・威圧的・執拗的・拘束的・差別的な言動などによりカスタマーハラスメントに発展することがあります。

窓口等での相談等に対して適切に対応するため、概ね下記の点について確認し、カスタマーハラスメントに該当するかの判断を行います。

(1) 相談内容等が社会通念上許容される範囲か（正当性・妥当性があるか）

市民等から相談等を受けた場合、事実関係や因果関係を確認して、行政側に過失はないか、行政サービスの利用者等の苦情等に根拠はあるかといった点を確認します（正当性）。また、行政側に過失等がある場合であっても、その要求等が正当な範囲を超え過度な内容となっていないかなどを確認します（妥当性）。

(2) 要求を実現するための手段や様態が社会通念に照らして相当な範囲か

要求行為の言動が、暴力的・威圧的・執拗的・拘束的・差別的であるなど社会通念に照らしあわせて問題がないかを確認します。

4. カスタマーハラスメントに該当する言動の例

(1) 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ・そもそも要求に理由がない又は業務と全く関係のない要求（セクハラ、プライバシーに関する要求や侵害、個人の属性に関する言動など）
- ・業務の範囲や内容を著しく超える要求（業務内容を著しく超えたサービスの提供を

要求するなど)

- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求（法令等の規定に違反する行為の要求、時間的に対応不可能な要求など）
- ・不当な損害賠償要求（業務の内容と無関係である不当な損害賠償要求をするなど）

（２）手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害、物を投げつける、わざとぶつかる、つばを吐きかけるなど）
- ・精神的な攻撃（脅迫、誹謗中傷（SNS への投稿によるものを含む）、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の要求など）
- ・威圧的な言動（大声で責める、恫喝、罵声、反社会的な者との繋がりをほのめかすなど）
- ・継続的な執拗な言動（繰り返される執拗で頻繁なクレーム、同じ質問の繰り返し、当初の話からのすり替えや揚げ足取り、電話やメール等を不必要に繰り返し送りつけるなど）
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、長電話など）

※上記については例示であり、これらに限るものではありません。

5. カスタマーハラスメントへの対応

- （１）職員に対するカスタマーハラスメントが疑われる言動があった場合には、組織として事実関係を把握したうえで、毅然と対応します。その際、必要に応じて、カスタマーハラスメントと疑われる言動等を記録するとともに、より正確な記録が必要とされる場合には、録音機器等を活用し記録することもあります。なお、録音された記録は、不適切な言動等を記録し適切な組織的対応を行うためのものであり、それ以外の用には使用しません。
- （２）カスタマーハラスメントに該当すると判断したときは、当該言動をやめるよう警告し、それに従わない場合、窓口等での対応を中止することがあります。
とくに悪質なカスタマーハラスメントに対しては、警察への通報、弁護士相談など法的措置を検討します。
- （３）職員が根拠を示したうえで十分な説明を行っているにもかかわらず、同様の申出・要求を繰り返すなど継続的かつ執拗な言動が続く場合には、20分を目安として対応を中止したうえで退庁を求めたり、電話を切ったりすることがあります。

6. 本市のカスタマーハラスメント対策

- ・カスタマーハラスメントに適切に対応するために必要な体制の整備
- ・カスタマーハラスメントへの対応マニュアルの整備、職員への周知、研修の実施
- ・啓発ポスターの掲示など市民等への周知
- ・通話録音、アナウンス機能の導入検討

令和8年 月 日
守口市

守口市市民保健センターの空調設備の改修について

守口市市民保健センターの空調設備の改修工事を令和 8 年 2 月 21 日から実施中。工事期間は 5 月末までの予定で、期間中は以下のとおり、市民保健センター（南部エリアコミュニティセンターを含む。）の利用に制限が生じる。

内容	場所	期間
立ち入り不可。 ※ただし、事業実施日・時間帯（1階南部コミュニティセンターの5月1日～5月16日、4階を除く）は除く。	1階東側エリア（休日応急診療所等）	3月1日（日）から5月26日（火）まで ※本格工事は5月11日（月）以降
	1階西側エリア（南部コミュニティセンター等）	3月21日（土）から5月16日（土）まで ※本格工事は5月1日（金）以降
	2階東側エリア（市民健診会場等）	3月14（土）～15日（日）、3月22日（日）から4月4日（土）まで
	2階西側エリア（レントゲン室等）	4月18日（土）、4月19日（日）、4月23日（木）から5月17日（日）まで
	3階東側エリア（健康推進課執務室等）	2月21日（土）から3月15日（日）まで
	3階西側エリア（こども家庭センター執務室等。食事実習室を除く）	2月21日（土）から2月23日（月）まで、2月28日（土）、3月1日（日）、3月7（土）～8日（日）、3月12日（木）から3月25日（水）まで
	3階食事実習室	3月14日（土）から3月23日（月）まで（3月21日（土）は除く）
	4階東側エリア（会議室等）	4月1日（水）午後から4月16日（木）まで
空調（冷房・暖房）停止 ※冬季はストーブ等対応予定。 夏季は扇風機等対応予定。	3階全エリア	2月21日（土）から5月31日（日）まで
	3階以外の全エリア	2月28日（土）から5月31日（日）まで
駐車場使用不可 ※入出庫ともに不可	地下	4月4日（土）、4月11日（土）、4月25日（土） 各日17時頃まで
出入り不可	南側玄関口	3月14日（土）、3月20日（金）、3月22日（日）、3月29日（日）、4月5日（日）
クレーン設置のため、設置場所付近注意	北東車両出庫口付近	3月21日（土）
	北側正面玄関横	4月4日（土）
	南側玄関口付近	3月14日（土）、3月20日（金）、3月22日（日）、3月29日（日）、4月5日（日）
	南西部分（駐輪場付近）	4月11日（土）、4月18日（土）、4月25日（土）
騒音・振動	全エリア ※特に工事エリア付近や上下階に影響	上記工事期間中
臭気	天井塗装部	点検口・天井開口補修後の塗装作業時と終了後

○ 周知方法

市ホームページに掲載済。また、広報誌 4 月号に掲載予定。その他、市 LINE での周知も予定。利用制限期間等に変更が生じる場合、市ホームページを随時更新。

○ その他

空調設備の改修工事が完了後、照明器具の改修（LED化）に順次着手予定。

パブリックコメントの実施について

令和8年3月2日
環境下水道部

計画名	守口市一般廃棄物処理基本計画	守口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
趣旨	守口市のごみの処理については、令和元年10月に大阪広域環境施設組合に加入し、令和2年4月から焼却処理を共同で行っている。令和8年3月に、同組合の一般廃棄物処理基本計画が更新されるため、前守口市一般廃棄物処理基本計画の計画期間（～令和8年度）を前倒しして新たに計画を策定することに伴い、「守口市一般廃棄物処理基本計画」について、パブリックコメントを実施する。	守口市では、令和7年2月に「もりぐちゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって協働し、気候変動対策に取り組むことで、令和32年（2050年）までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すと表明した。 脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することを目的として本計画を策定するに伴い、守口市地球温暖化対策実行計画協議会での議論を経て答申を受けた「守口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（案）について、パブリックコメントを実施する。
募集期間	令和8年2月10日（火）から 令和8年3月11日（水）まで	令和8年2月20日（金）から 令和8年3月21日（土）まで
設置場所	環境対策課（庁舎6階）、守口市情報コーナー（庁舎2階）、大日サービスコーナー、守口市立図書館、各コミュニティセンター、守口文化センター、守口市民体育館 計14か所	
今後のスケジュール	令和8年3月中旬 パブリックコメントの意見を踏まえ 最終案を作成 3月下旬 策定	令和8年3月下旬 パブリックコメントの意見を踏まえ 最終案を作成 3月下旬 策定